



平成22年度

子ども手当 の支給 について

子ども手当は、次代の社会を担う
子どもの健やかな育ちを社会全体で
応援する制度です。

■問い合わせ 福祉課(内線538)

支給対象となる子ども

中学校を卒業するまでの子ども

(満15歳以降の最初の3月31日までの間にある子ども)

※児童手当制度は、小学校修了前の子どもが対象となっており、親等に所得制限がありました。が、「子ども手当」は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。

手当の額

対象となる子ども1人につき、
月額13,000円

支給を受けるための手続きなど

手当の支給を受けるためには、子どもを養育している親等が、申請(認定請求)を行う必要があります。

【申請に必要な書類】

○健康被保険者証の写し等(請求者が被用者(サラリーマンなど)の場合)

○銀行口座の写し

○このほか、必要に応じて提出する書類があります。

※市では、申請内容を審査のうえ、受給資格に適合する方には、認定通知書を送付します。

※養育者が公務員の場合は、勤務先で手続きをしてください。

手当の支払期月

6月、10月、2月に手当を支払います。

(本年6月は、4月分と5月分の2か月分の支払いとなり、10月以降は4か月分の支払いとなります。)

「児童手当」を受給していたが、手続きは必要?

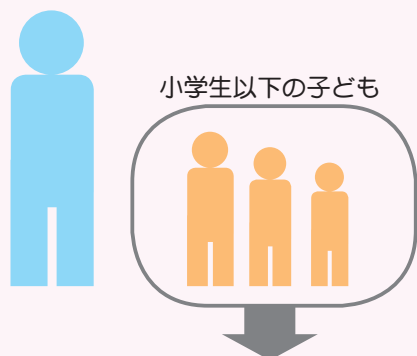
○本年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな申請手続きは必要ありません。

※ただし、児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と3年生)がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。

○平成22年度は、子ども手当が支給されるため、原則として児童手当は支給されません。

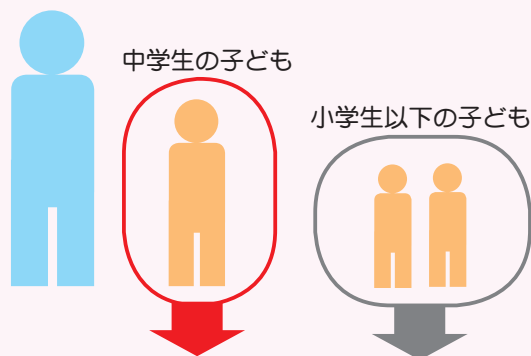
※ただし、平成22年6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支払われます。

3月31日現在、児童手当を受給している方



新たな手続きは不要

※4月に中学生になった子ども(3月まで児童手当の対象だった子ども)についても手続きは不要です。

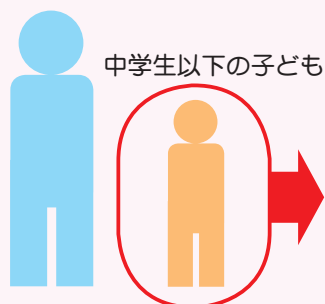


**『額改定認定請求書』
の提出が必要**

新たな手続きは不要

※ここでいう中学生の子どもとは、原則として今年中学2年生・3年生になった子どものことです。
※手当は4月分から増額されます。

3月31日現在、児童手当を受給していない方



『認定請求書』の提出が必要

※9月30日までに『認定請求書』を提出してください。
手当は4月分から支給されます。

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならないことが法律上定められています。

子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いてください。

子どもが生まれた方

子どもが生まれたときは、「認定請求書」(すでに子ども手当を受給している兄弟姉妹がいる場合は、「額改定認定請求書」)の提出が必要です。

原則として請求のあった翌月分から手当が支給されます。

※この場合、申請猶予期間(9月30日まで)の対象ではありませんので、早めの申請をお願いします。

**申請が必要な方は、9月30日までに申請書を提出してください。
9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなりますのでご注意ください！**